令和３年度
周南市指定地域密着型
サービス事業者
集団指導資料

周南市指導監査室

目次

Ⅰ　実地指導における主な指摘事項について
Ⅱ　介護報酬の改定等について
Ⅲ　運営上の注意事項について
Ⅳ　指導監査室への申請・届出について

Ⅰ　実地指導における主な指摘事項について

1. 実地指導の実施状況
2. 避難訓練について（地域密着型サービス共通）
3. 勤務体制について（地域密着型サービス共通）
4. 個人情報の利用に関する同意について（地域密着型サービス共通）
5. 運営規程及び重要事項説明書について（地域密着型サービス共通）
6. 研修について（地域密着型サービス共通）
7. 入浴介助加算について（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）
8. サービス計画書の同意日について（地域密着型サービス共通）
9. 身体的拘束等の適正化について（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

1.　実地指導の実施状況

R3年度

- 地域密着型通所介護　5事業所
- 認知症対応型通所介護　3事業所
- 小規模多機能型居宅介護　2事業所
- 認知症対応型共同生活介護　6事業所

指摘件数　口頭指導　95件
文書指導　3件

2.　避難訓練について
（地域密着型サービス共通）

避難訓練（非常災害訓練）を実施していない。

⇨火災のみでなく、非常災害を想定した訓練も実施

非常災害に関する具体的計画を立て、従業者へ周知するとともに、
定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3.　勤務体制について（地域密着型サービス共通）

職員の勤務体制が明確でない。

⇨ 職員の常勤・非常勤の別、常勤換算後の人数、兼務している職員の職種別の勤務時間を勤務表に明確に記載し、人員基準を満たしているか日毎及び月毎の配置を確認

利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

4.　個人情報の利用に関する同意について（地域密着型サービス共通）

個人情報の利用に関する同意を求める文書に、家族の署名欄がない。

⇨ 家族の個人情報を用いる場合には、利用者の家族の同意も得ること。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

5.　運営規程及び重要事項説明書について（地域密着型サービス共通）

介護保険給付の対象となるサービス費の利用者自己負担額について、2割、３割負担の記載なし。

⇨「利用者の負担割合証に記載された割合に応じた額」等、１割、２割及び３割負担に対応できる記載

重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載なし。

⇨実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況を記載

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の説明を行い、同意を得なければならない。

6.　研修について（地域密着型サービス共通）

介護従業者の研修実施の記録がない。

⇨ 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

研修の形式は事業所内部又は外部を問わない。

研修の計画の策定・周知が徹底されていない。

⇨ 介護職員処遇改善加算等の算定要件に関し、介護職員の資質向上の目標及び資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していることについて、全ての介護職員に周知すること。

7.　入浴介助加算について（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護）

入浴の実施に関して、入浴の有無の記録しかない。

⇨ 入浴中の利用者の観察を含む介助を行い、

入浴時の様子や支援内容も記録すること。

8.　サービス計画書の同意日について（地域密着型サービス共通）

サービス計画書への利用者又は家族の同意がない、もしくは計画作成日から著しく経過した日付での同意になっている。

⇨ 利用者家族等からの同意を速やかに得られない場合は、経過を記録に残すこと。

9.　身体的拘束等の適正化について
（認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

研修を実施した記録がない。

⇨従業者に対する研修を年２回以上実施

職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが重要である。

Ⅱ　介護報酬の改定等について

1. 認知症介護基礎研修の受講の義務付け　（地域密着型サービス共通）
2. ハラスメント対策の強化（地域密着型サービス共通）
3. 運営規程の概要等の掲示の柔軟化（地域密着型サービス共通）
4. 感染症や災害への対応力強化及び高齢者虐待の防止の推進について（地域密着型サービス共通）
5. 外部評価に係る運営推進会議の活用　（認知症対応型共同生活介護）

１．認知症介護基礎研修の受講の義務付け（地域密着型サービス共通）

全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 医療・福祉関係の資格を有さない者を対象
- 令和6年3月31日までは努力義務

２．ハラスメント対策の強化
（地域密着型サービス共通）

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

＜事業主が講ずべき措置の具体的内容＞

- **事業主の方針の明確化及びその周知・啓発**
- **相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備**

３．運営規程の概要等の掲示の柔軟化
（地域密着型サービス共通）

運営規程の概要等、利用（申込）者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くことも可能

4. 感染症や災害への対応力強化及び高齢者虐待防止の推進について（地域密着型サービス共通）

次の項目について、体制を整備すること（R6.3.31までは努力義務）

	感染症の予防及び まん延防止	業務継続計画	虐待の防止
指針の整備	「介護現場における感染対策の手引き」を参照	「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時（自然災害発生時）の業務計画ガイドライン」を参照 定期的に見直し	「虐待防止のための指針」
委員会の開催	おおむね6月に1回以上 介護老人福祉施設は３月に1回以上	-	定期的に開催
研修の実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は実施が望ましい 介護老人福祉施設は必ず実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は実施が望ましい グループホーム、介護老人福祉施設は別で実施すること	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は必ず実施
訓練の実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上	-
担当者の設置	-	-	要

５．　外部評価に係る運営推進会議の活用（認知症対応型共同生活介護）

【外部評価について】

・目　的：サービスの改善及び質の向上

・方　法：事業所自らサービスの質の評価（自己評価）を行うとともに、次のいずれかの評価を受けて、その結果を公表

（ア）外部の者による評価（従来の方法）

（イ）運営推進会議における評価

【運営推進会議による評価について】

○評価には、以下の者の参加が必要

市町村職員、地域包括支援センター職員、

サービスや評価について知見を有し、公正・中立な第三者　等

○外部評価機関による外部評価を受ける場合の受審頻度緩和の要件における、外部評価を実施したとみなす継続件数に算入することはできない。

Ⅲ　運営上の注意事項について

1. 新型コロナに係る臨時的な取扱いについて
2. 事業所の人事異動に伴う加算要件確認
3. 地域密着型サービスの提供
4. 非常災害対策
5. 事故報告書
6. 質問について

1.　新型コロナに係る臨時的な取扱いについて

厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」を確認

※厚生労働省のホームページに内容をまとめたものを掲載中

指導監査室発出の事務連絡も参考のこと

・運営推進会議（介護・医療連携推進会議）開催の考え方
（R2.3.3付メール連絡文書）

2.　事業所の人事異動に伴う加算要件確認

人員基準における資格要件

算定している各加算における人員配置要件

人員配置要件を満たさなくなった場合は、速やかに介護給付費算定に係る体制等に関する届（加算終了）が必要

3.　地域密着型サービスの提供

サービス提供できるのは、原則として事業所が所在する市町村の住民のみ

サービス提供前に被保険者証で必ず住所を確認

他市町村の住民がサービス利用希望の場合は事前に指導監査室へ相談

4.　非常災害対策

近年、豪雨や台風等による自然災害が増加

災害対策基本法の改正→避難情報の変更

- 非常災害対策計画の策定
- 周南市ハザードマップにおいて警戒区域等に位置している事業所は、水防法、土砂災害防止法により、「避難確保計画」も策定
- 定期的に避難、救助その他必要な訓練の実施

市ホームページ掲載の「指導監査室非常災害対策計画策定にあたっての指針（令和３年8月改定）」も参考

5.　事故報告書

提出先：市高齢者支援課

電話：０８３４－２２－８４６７

メール：koureishien@city.shunan.lg.jp

提出方法：メール、持参、郵送

6.　質問について

運営する上で疑問が生じた場合は…

「地域密着型サービスに関する質問票」を作成し、指導監査室へメールで提出

（指導監査室ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ:shidokansa@city.shunan.lg.jp）

※様式は市ホームページに掲載

関係法令等をよく読んだ上、**事業所の考えも質問票に記入**

質問内容によっては、市高齢者支援課から回答

Ⅳ　指導監査室への申請・届出について

1. 指定更新申請
2. 変更届
3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届
4. 廃止・休止・再開届
5. 処遇改善加算、特定処遇改善加算関係
6. 業務管理体制に係る届出
7. 届出方法等について

1.　指定更新申請

- 指定の有効期間は６年間
- 更新する場合は、提出期限までに指定・更新申請書及び必要な添付書類を提出
- 地域密着型サービス運営委員会に諮り、指定更新に関する意見を聴く必要があるため、提出期限厳守

指定更新日	委員会開催月	提出期限
７月～１０月	６月	５月第２金曜日
１１月～２月	１０月	９月第２金曜日
３月～６月	２月	１月第２金曜日

2.　変更届

変更のあった日から１０日以内に変更届出書及び添付書類を提出

変更届が必要な事項（主なもの）

- 事業所の名称、所在地、建物の構造、専用区画
- 管理者の氏名及び住所
- 申請者の名称
- 代表者の氏名、住所及び職名
- 運営規程
- 登記事項又は条例等（指定に係るもの）

変更届が必要な事項や添付書類は、サービスの種類によって異なるため、市ホームページで確認

3.　介護給付費算定に係る体制等に関する届

◆加算の新規算定や区分変更する場合…

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
・加算ごとに必要な添付書類

を提出

◆加算の算定を終了する場合…

➡ 速やかに届出

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

を提出

サービス種別	届出受理日	算定時期
グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	毎月2日以降月末まで	翌月
	毎月1日	当該月
上記以外のサービス	毎月15日以前	翌月
	毎月16日以降	翌々月

4.　廃止･休止･再開届

必ず事前に指導監査室へ相談

廃止･休止予定日の１か月前までに届出

再開後１０日以内に届出

5.　処遇改善加算、特定処遇改善加算関係

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」を提出

➡ 算定を受けようとする月の前々月の末日までに提出

※令和4年4月または5月から算定する場合は、
令和4年4月15日（金）までに提出すること。

加算を算定した場合は、「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書」を提出

➡ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出

※計画書・報告書はExcel形式で提出すること。

6.　業務管理体制に係る届出

法令順守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るもの。

届出事業者：地域密着型サービス（予防を含む。）のみを行う事業者であって、事業所等が周南市のみに所在する事業者

届 出 内 容：法令遵守責任者の選任、業務規程の整備、定期的な監査の方法

・届出内容は事業所数により異なります。

・届出内容に変更がある場合は、変更届が必要

・詳しくは指導監査室へ

7．届出方法等について

書類は原則メールで提出

（指導監査室ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ:shidokansa@city.shunan.lg.jp）

各種様式は指導監査室のホームページに掲載

申請書や各種届出は指導監査室に登録しているアドレスから
届いたもののみ真正なものとして扱います。

アドレス変更等の希望がある場合は連絡すること。
お知らせはメールで行うのでこまめに確認すること。

登録されたアドレスは、指導監査室以外の高齢者福祉関係部局が
お知らせ等で使用することがあります。